

新旧対照表

○千葉県建築基準法施行細則（昭和三十九年千葉県規則第十二号）

新				旧			
(特定建築物の <u>指定等</u>)				(特定建築物の <u>指定及び定期報告</u>)			
第十二条 略				第十二条 略			
2・3 略				2・3 略			
<u>4 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十二号。以下「第二百八十二号告示」という。）第二の規定により、第二百八十二号告示第一第一項第一号に掲げる建築物について、次の表のとおり、定期調査の項目、方法及び結果の判定基準を付加する。</u>				(新設)			
	<u>調査項目</u>	<u>調査方法</u>	<u>判定基準</u>				
<u>建築物の内部</u>	<u>居室の換気</u>	<u>換気設備の作動の状況</u>	<u>各階の主要な換気設備の作動を確認する。</u>	<u>換気設備が作動しないこと。</u>			
		<u>換気の妨げとなる物品類の放置の状況</u>	<u>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</u>	<u>換気の妨げとなる物品が放置されていること。</u>			
<u>避難施設等</u>	<u>防煙壁（次条第一項第二号イに掲げる排煙設備に係るものを除く。）</u>	<u>可動式防煙壁の作動の状況</u>	<u>各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。</u>	<u>可動式防煙壁が作動しないこと。</u>			
	<u>非常用の照明装置（次条第一項第二号ロに掲げるものを除く。）</u>	<u>非常用の照明装置の作動の状況</u>	<u>各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。</u>	<u>非常用の照明装置が作動しないこと。</u>			

るものを除く。)	照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
----------	------------------	-------------	-----------------------

5 略

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 略

三 防火設備のうち次に掲げるもので、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの

イ 常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）

ロ 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

2 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目のうち、排煙設備に係るものにあつては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（イ）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除	毎年五月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間

4 略

(特定建築設備等の指定及び定期報告)

第十三条 法第十二条第三項の規定により指定する特定建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 略

三 防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下この条において同じ。）のうち、前条第一項各号に掲げる建築物に設けたもの

2 省令第六条第一項の規定による定期報告の時期は、次の各号に掲げる特定建築設備等について、それぞれ当該各号に定める時期とする。

一 略

二 前項第二号に掲げる建築設備 次の表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期（省令第六条第一項に規定する検査の項目にあつては、同表の上欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期）

建築設備	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物（法別表第一（イ）欄（四）項に掲げる用途に供する建築物を除	毎年五月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間

く。)に設けた建築設備		
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物(法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間

三 政令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる防火設備 次の表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該中欄に掲げる時期(省令第六条第一項に規定する検査の項目のうち、防火設備に係るものにあつては、同表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期)

防火設備	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物(法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた防火設備	毎年五月一日から末日までの間	当該防火設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の五月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第	毎年八月一日	当該防火設備を設けた建築物に

く。)に設けた建築設備		
政令第十六条第一項第四号並びに前条第一項第四号及び第五号に掲げる建築物に設けた建築設備	毎年八月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の八月一日から末日までの間
政令第十六条第一項第三号及び前条第一項第六号に掲げる建築物(法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物に限る。)に設けた建築設備	毎年十月一日から末日までの間	当該建築設備を設けた建築物に係る定期報告を行う年の十月一日から末日までの間

三 政令第十六条第三項第二号及び前項第三号に掲げる防火設備 次の表の上欄に掲げる防火設備の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる時期

防火設備	定期報告の時期	
政令第十六条第一項第一号から第三号まで及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物(法別表第一(い)欄(四)項に掲げる用途に供する建築物を除く。)に設けた防火設備	毎年五月一日から末日までの間	
政令第十六条第一項第	毎年八月一日から末日までの間	

<u>四号並びに前条第一項 第四号及び第五号に掲 げる建築物に設けた防 火設備</u>	<u>から末日まで の間</u>	<u>係る定期報告を行う年の八月一 日から末日までの間</u>
<u>政令第十六条第一項第 三号及び前条第一項第 六号に掲げる建築物 (法別表第一 (い) 欄 (四) 項に掲げる用途 に供する建築物に限 る。)に設けた防火設 備</u>	<u>毎年十月一日 から末日まで の間</u>	<u>当該防火設備を設けた建築物に 係る定期報告を行う年の十月一 日から末日までの間</u>

<u>四号並びに前条第一項 第四号及び第五号に掲 げる建築物に設けた防 火設備</u>		
<u>政令第十六条第一項第 三号及び前条第一項第 六号に掲げる建築物 (法別表第一 (い) 欄 (四) 項に掲げる用途 に供する建築物に限 る。)に設けた防火設 備</u>	<u>毎年十月一日から末日までの間</u>	

3～6 略

3～6 略

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の三第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所
定期調査報告概要書、定期検	当該建築物、建築設備又は道路が野田

(書類の閲覧)

第二十三条 省令第十一条の三第一項に規定する書類(以下「書類」という。)の閲覧場所は、次の表の上欄に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる場所とする。

書類の区分	閲覧場所
建築計画概要書、築造計画概要書、処分等概要書及び全体計画概要書	県土整備部都市整備局建築指導課所属の建築主事の確認(法第六条の二第一項の規定により法第六条第一項の規定による確認とみなされるものを含む。以下この表において同じ。)に係るものにあつては県土整備部都市整備局建築指導課、土木事務所所属の建築主事の確認に係るものにあつては当該土木事務所
定期調査報告概要書、定期検	当該建築物、建築設備又は道路の存す

査報告概要書（昇降機及び遊 戯施設に係るものを除く。） 指定道路図及び指定道路調 書	<u>市又は鎌ヶ谷市の区域に存する場合に あつては県土整備部都市整備局建築指 導課、その他の区域に存する場合にあ つては当該</u> 区域を所管する土木事務所 であつて建築主事が置かれるもの
定期検査報告概要書（昇降機 及び遊戯施設に係るものに 限る。）	県土整備部都市整備局建築指導課

2～7 略

査報告概要書（昇降機及び遊 戯施設に係るものを除く。） 指定道路図及び指定道路調 書	<u>る</u> 区域を所管する土木事務所であつて 建築主事が置かれるもの
定期検査報告概要書（昇降機 及び遊戯施設に係るものに 限る。）	県土整備部都市整備局建築指導課

2～7 略